

最低制限価格等の見直しについて

国が行う工事等の入札において、低入札価格基準の設定範囲等の見直しが行われたことを踏まえ、当企業団においても、ダンピング受注の防止を図り工事の品質を確保するとともに工事に必要な経費を適正に反映していくため、最低制限価格等の算定方法を見直しました。

1. 見直しの内容

(1) 最低制限価格（工事）及び調査基準価格の設定範囲

最低制限価格（工事）及び調査基準価格の設定範囲を以下のとおり変更します。

	変更前	変更後
最低制限価格（工事）	10分の7～10分の9	10分の7.5～10分の9.2
調査基準価格	10分の7～10分の9	10分の7.5～10分の9.2

※最低制限価格制度取扱要綱第3条1項に規定する最低制限価格及び低入札価格調査制度取扱要領第3条第1項に規定する調査基準価格の設定範囲を改正するものです。

(2) 直接工事費等を用いる算定式で最低制限価格等を算定できない場合の算定方法

工事等の性質上、通常の算定式による最低制限価格等の算定がより難しい場合の算定方法を以下のとおり変更します。

	変更前	変更後
最低制限価格（工事）	100分の70～100分の75	100分の75～100分の80
調査基準価格	100分の70～100分の75	100分の75～100分の80
失格基準価格	100分の60	100分の65

※最低制限価格制度取扱要綱第3条第3項に規定する最低制限価格並びに低入札価格調査制度取扱要領第3条第2項に規定する調査基準価格及び第4条第2項に規定する失格基準価格の算定方法を改正するものです。

(3) 失格基準価格の算入率

失格基準価格の算定式のうち、直接工事費の算入率を以下のとおり変更します。

	算定項目	失格基準価格	
		変更前	変更後
工事等	直接工事費	10分の7.5	10分の7.7
	共通仮設費	10分の7	同左
	現場管理費	10分の8	同左
	一般管理費等	10分の5.5	同左

※低入札価格調査制度取扱要領第4条第1項に規定する失格基準価格の算定方法を改正するものです。

2. 実施時期

令和3年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

以上